

自転車の保険に加入していますか？

「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で

- ・ヘルメットの着用 (令和元年12月24日から)
- ・自転車損害賠償保険加入 (令和2年7月1日から)

が義務付けられました。

自転車による交通事故で相手方を死傷させてしまい、高額な賠償を命じられる事例が発生しています。そのような万が一の事故への備えとして、令和2年7月1日より自転車保険等への加入が義務付けられました。

自転車保険等に加入しているか確認し、加入していない方は必ず加入をお願いします。



庄内警察署では、庄内地区交通安全協会と庄内地区安全運転管理者連絡協議会の協力を得て、独自の自転車ステッカーを作成しました。

このステッカーを、庄内町の小中学校全校へ寄贈し

- ・ヘルメットの着用
- ・保険加入の有無

が一目で分かるよう、保険加入と、ヘルメット着用をしている生徒さんの自転車のステッカーに貼ってもらうことになりました。



作成したステッカー
(夜光反射材付)

皆さん、自転車の保険に必ず加入しましょう!

今一度、お子さんの自転車保険等への加入状況を確認してください。

大人の方も自転車に乗る場合は、保険等に必ず加入しなければなりません。

ヘルメット着用も忘れずに!

自転車の事故で、ヘルメットを着用していたから助かった、というケースは少なくありません。もしもの時、命を守るための大切な装備です。



カモンくん

(担当) 庄内警察署地域交通課
(☎ 0234-45-0110)